

保存期間 30年

通達乙県セ第648号

令和5年9月1日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察サブマスケット等取扱要領の制定について

茨城県警察サブマスケット（以下「サブマスケット」という。）については、茨城県警察サブマスケット取扱要領（平成25年10月16日付け通達乙県セ第183号別添）に基づき運用しているところであるが、この度、サブマスケット及び各所属で作成するマスケット（以下「所属マスケット」という。）の取扱要領を別添によることとしたので、所属職員に周知徹底の上、今後の警察活動に当たり、適正かつ効果的な活用に努められたい。

なお、茨城県警察サブマスケット取扱要領の制定について（平成25年10月16日付け通達乙県セ第183号）は、廃止する。

記

主な改正点

所属マスケットの取扱要領を加えた。

別添

茨城県警察サブマスコット等取扱要領

1 制定の趣旨

人々の働き方や少子高齢化等人口構造の変化、サイバー空間や先端技術の利用拡大など、社会情勢が大きく変化する中、各種警察活動に対する県民の理解と協力を得るとともに、県民の自発的な行動を促し、ディフェンス力を向上させるためには、適切な警察広報の一層の推進が重要となる。

このため、県民の警察に対する更なるイメージアップを図ることを目的として、優しさと愛らしさを併せ持ち、ソフトなイメージでより県民に親しまれ、愛される茨城県警察をアピールできる茨城県警察サブマスコット（以下「サブマスコット」という。）に加え、各所属の業務や管轄する地域の特性を踏まえて、県民に親しまれ、各所属の取組をアピールすることのできる、各所属で作成するマスコット（以下「所属マスコット」という。）について、必要な事項を定める。

2 サブマスコット

(1) 愛称

サブマスコットの愛称は、「こひばりくん」及び「こひばりちゃん」とする。

(2) サブマスコットの主旨

サブマスコットは、茨城県警察シンボルマスコット「ひばりくん」（以下「シンボルマスコット」という。）の相勤者として制定したものであり、シンボルマスコットと同様に、茨城県の鳥である「ひばり」を擬人化したもので、県民全てに愛される優しさとかわいらしさをイメージし、「県民に愛される警察」を表象するものである。

(3) 規格

サブマスコットの規格は、別図1及び別図2のとおりとする。

なお、基本図形等を変形して使用する場合は、別図3の展開図のとおりとする。

3 所属マスコット

(1) 作成及び申請

ア 所属長は、1の趣旨に基づき、所属マスコットを作成することができる。

イ 所属長は、所属マスコットを作成するときは、愛称、主旨及び規格を定め、

所属マスコット申請書（別記様式第1号）により、警務部県民安心センター長

(以下「県民安心センター長」という。)を經由して警務部長の承認を得ることとする。

(2) 承認

(1)の申請を受けた警務部長は、当該申請を承認又は不承認とすることについて、県民安心センター長を經由して所属マスコット承認通知書(別記様式第2号)により当該所属長に通知する。

なお、不承認とする場合は、理由を付してその旨を通知する。

4 使用基準

サブマスコット及び所属マスコット(以下「サブマスコット等」という。)は、平素の警察活動を始め、地域安全運動、交通安全運動等の警察が主催する各種行事、県民と交流する機会等において、各種広報媒体に表示するなどして有効かつ適正に使用する。

5 使用方法

サブマスコット等は、次に掲げる物品、文書等に使用することができる。

- (1) 広報資料(ポスター、チラシ、パンフレット、各種広報紙等)
- (2) 各種事務用品(名刺、封筒、鉛筆、ボールペン、下敷き等)
- (3) 啓発品(ステッカー、ポケットティッシュ、うちわ等)
- (4) 看板類(懸垂幕、横断幕、プラカード、立て看板等)
- (5) 記念品(ネクタイピン、バッジ等)
- (6) その他各種警察活動に対する、県民の理解と協力を得るために有効と認められるもの

6 仕様変更の申請

所属長は、サブマスコット等の規格及び使用基準(以下「仕様」という。)を変更しようとするときは、事前にサブマスコット等仕様変更申請書(別記様式第3号)により、県民安心センター長に申請し、仕様変更の可否について協議することとする。

7 留意事項

- (1) 使用及び作成に当たっては、茨城県警察の品位を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 特定の団体や個人の宣伝その他不当な目的で利用されないようにすること。

- (3) 呼出状等の文書、法令の規定による様式等職権を行使するための文書等には使用しないこと。

< 図、様式略 >